

平成26年11月27日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に係る  
原子力規制委員会への報告時期について  
(お知らせ)

当機構は、「もんじゅ」における保守管理上の不備について、平成25年5月29日、原子力規制委員会から保安措置命令\*<sup>1</sup>及び保安規定変更命令\*<sup>2</sup>を受け、同年9月30日並びに11月19日に保安措置命令に対する結果報告を、同年12月26日に保安規定変更命令に対する原子炉施設保安規定の変更認可申請書を提出しました。

【平成25年9月30日、11月19日、12月26日 プレス発表済み】

その後、保安検査の指摘等を受けて、保守管理体制及び品質保証体制の再構築及び保全計画の全面的な確認作業等を進め、本年9月30日付けの原子力機構改革報告書において、保安措置命令に対する報告書を本年11月目途に再提出するとしてきました。

現在、報告書の作成を含めた作業全般の品質と手続き等について、再度、入念に確認を行っており、報告書の提出は12月中旬になる見込みです。

また、保安規定変更命令に基づく保安規定変更認可申請については、本報告書の提出に併せて行う予定です。

なお、もんじゅ改革については、本年度末までに確実に実施してまいります。

\*1:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について(平成25年5月29日 原管P発第1305293号)」(抜粋)

- 以下の事項を含め、保守管理体制及び品質保証体制を再構築すること。
  - 経営層は、もんじゅの保守管理業務が確実に実施でき、かつ、新たに点検時期の超過を発生させないよう人材、設備等及び予算を適切に配分するとともに、保守管理業務を担当する職員を組織内で適正に評価すること。
  - 組織として、保全計画の対象となる全ての機器の点検状況を正確に把握し、管理できるシステムを構築すること。
- 平成24年12月12日の命令<sup>注</sup>に対し、貴機構が平成25年1月31日の報告を提出した時点において、措置が完了していないものについて、同命令に従い、引き続き、必要な措置を講ずること。
- 上記1及び2について、貴機構の措置が完了した後、対応結果について当委員会へ報告すること。
- 上記3に関する当委員会の確認が完了するまでの間、保安の確保に必要な点検等を除き、原子炉等規制法第28条第1項に基づく使用前検査(原子炉施設の性能に関する事項に限る。)を進めるための活動を行わないこと。

注:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について(平成24年12月12日 原管P発第121207001号)」(抜粋)

- 点検時期を超過している未点検機器について、原子炉施設の安全性への影響に留意しつつ、早急に点検を行うこと。

(2) 保安規定に基づく原子炉施設の保全の有効性評価を行い、その結果を踏まえ、点検計画表を含む保全計画の見直しを行うこと。

\*2:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定の変更命令について (平成 25 年 5 月 29 日 原管 P 発第 1305294 号)」(抜粋)

- 1 経営層は、もんじゅの運営に当たり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること。
- 2 コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること。
- 3 経営層及び発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること。
- 4 経営層から現場に至るまで意識の共有化を図ることができる組織を構築すること。

以 上